

第Ⅱ編 市町別計画

1 四日市市の施策

(1) 計画の基本

①四日市市における「緑の基本計画」の位置づけ

本市では、「四日市市総合計画(令和2年度スタート)」や「四日市市都市計画マスタープラン全体構想(平成23年7月改定)」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。

また、「四日市市景観計画(平成30年2月改定)」や「四日市市環境計画(令和3年3月改定)」においても各分野の方向性を示しています。

本計画は、総合計画に即すとともに都市計画マスタープラン全体構想と適合を図り、景観計画や環境計画と調和を図る必要があります。このため、都市計画マスタープラン全体構想の緑に関する部分の詳細な計画と位置づけ、取組についてできる限り具体的に記載するよう努めました。

②計画の前提

計画期間	: 概ね10年後の令和13年度(2031年度)
将来人口(2031年)	: 301,832人
目標年次の市街化区域面積	: 7,524ha
目標年次の都市計画区域面積	: 20,088ha
目標年次の行政区域面積	: 20,652ha

③目標水準

本市の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

■緑地の確保目標

区域		前回改定時 (平成22年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和13年)
市街化区域	緑地割合	8.5%	8.1%	8.1%
	緑地面積	637.8ha	605.9ha	605.9ha
都市計画区域	緑地割合	34.9%	35.8%	35.3%
	緑地面積	7,005.0ha	7,192.7ha	7,088.5ha
行政区域全体	緑地割合	36.4%	37.1%	36.6%
	緑地面積	7,484.0ha	7,671.7ha	7,567.5ha

「計画対象区域内における緑地量の減少の抑制に努めます」

■都市公園等の整備目標(都市計画区域内)

	前回改定時 (平成22年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和13年)
都市公園の面積(※1)	304.7ha	328.6ha	399.9ha
住民1人当たりの都市公園面積	9.7㎡/人	10.6㎡/人	13.2㎡/人
都市公園等の面積(※2)	506.1ha	530.4ha	605.0ha
住民1人当たりの都市公園等面積	16.1㎡/人	17.0㎡/人	20.0㎡/人

(※1)都市公園の面積…都市公園面積+市民緑地面積

(※2)都市公園等の面積…都市公園面積+市民緑地面積+公共施設緑地面積

「1人当たりの公園面積を13.2㎡に増やします」

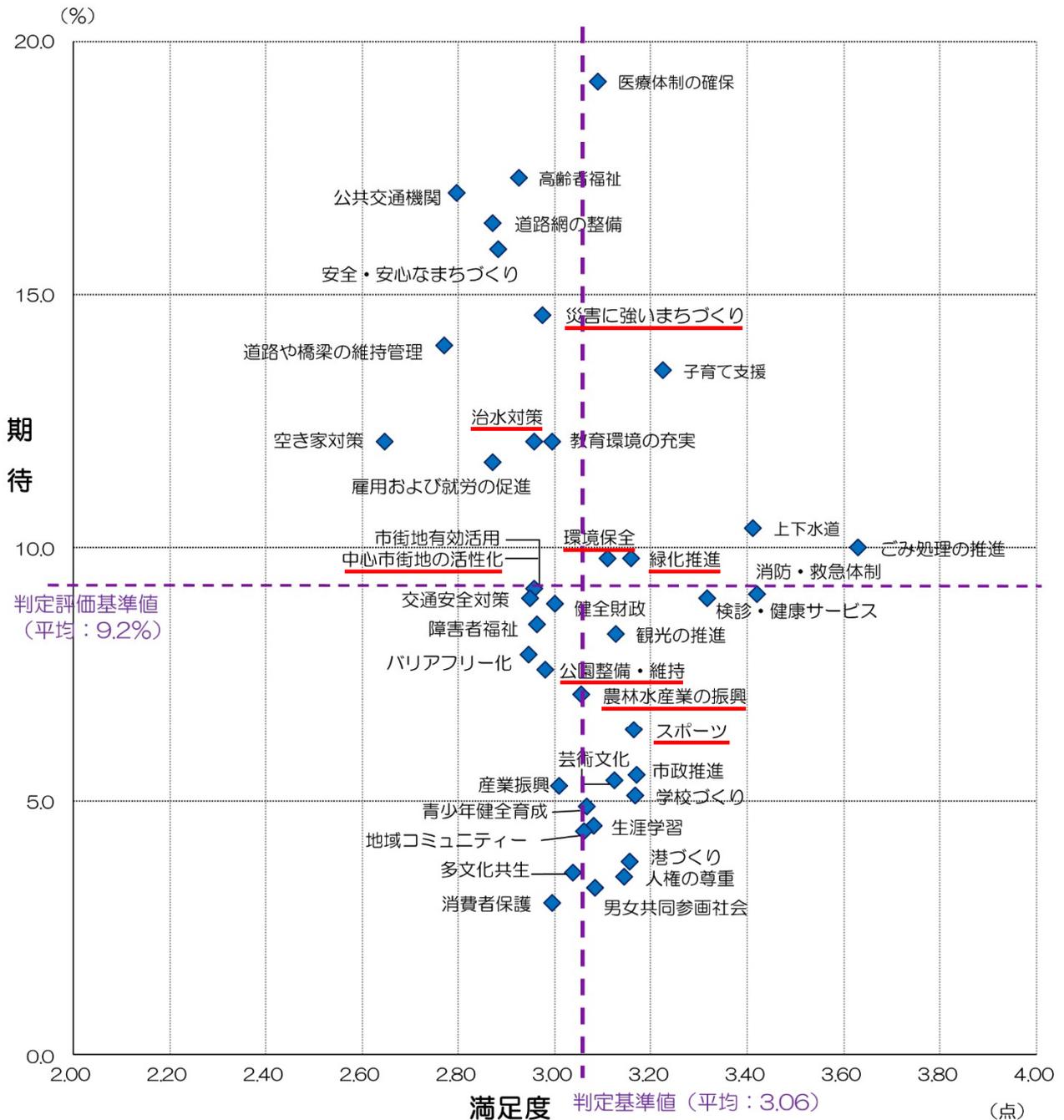
(2) 住民の意識

本市における緑に関する住民の意識について、令和2年度に実施した市政アンケートの結果を示します。

第48回市政アンケート調査(令和2年12月)

- ・調査対象:四日市市内に居住する18歳以上の市民
- ・調査期間:令和2年7月10日～8月5日
- ・抽出方法:住民基本台帳より18歳以上の方から無作為抽出
- ・標本数:5,000人
- ・回収数:2,085票
- ・回収率:41.7%

－ 満足度と期待の分布 (40項目) －



緑に関連して、満足度が低く期待が大きい施策として、「災害に強いまちづくり」や「治水対策の推進」が挙げられており、市民から特に求められている施策と言えます。

なお、「緑化の推進」や「環境保全への取り組み」について、今後より一層の展開が望まれるほか、「公園の整備・維持補修」「農林水産業の振興」「中心市街地の活性化」について、市民ニーズを踏まえた取組が求められています。「スポーツに親しむ場や機会の提供」については、満足度が高く一定の成果がみられます。

<p>市民から特に求められている施策 (満足度が低く、期待が大きい)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の土地の有効活用 ● 空き家対策の取り組み ● 雇用および就労の促進 ● 公共交通利用環境の向上 ● 道路や橋梁の維持管理 ● 移動しやすい道路網の整備 ● <u>災害に強いまちづくり</u> ● <u>安全・安心なまちづくりの推進</u> ● <u>治水対策の推進</u> ● 高齢者福祉の充実 ● 学校での教育環境の充実 <p style="text-align: right;">(11 項目)</p>
<p>より一層の展開が望まれる施策 (満足度が高く、期待も大きい)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>緑化の推進</u> ● <u>適正なごみ処理の推進</u> ● <u>環境保全への取り組み</u> ● <u>上下水道の整備</u> ● 子育て支援の充実 ● 安心な医療体制の確保 <p style="text-align: right;">(6 項目)</p>
<p>市民の意向を把握した上での再検討が求められている施策 (満足度が低く、期待も小さい)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>農林水産業の振興</u> ● 産業振興への取り組み ● <u>中心市街地の活性化</u> ● <u>交通安全対策の充実</u> ● 消費者保護の推進 ● 障害者福祉の充実 ● <u>バリアフリー化の推進</u> ● <u>公園の整備・維持補修</u> ● <u>多文化共生の推進</u> ● 健全な財政の維持 <p style="text-align: right;">(10 項目)</p>
<p>一定の成果がみられる施策、または、事業の必要性についての市からの周知が望まれる施策 (満足度が高く、期待が小さい)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光の推進 ● 親しまれる港づくり ● 消防・救急体制の充実 ● 検診・健康づくりの充実 ● 人権を尊重するまちづくり ● 男女共同参画社会の推進 ● 家庭や地域と連携した学校づくり ● 青少年健全育成の推進 ● 芸術文化に親しむ場と機会の提供 ● <u>スポーツに親しむ場や機会の提供</u> ● <u>生涯学習機会の提供</u> ● 地域コミュニティの活性化 ● 開かれた市政推進 <p style="text-align: right;">(13 項目)</p>

(3) 緑の保全と緑化の施策

基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

方針1-1 貴重な自然環境の保全

① 海岸・干潟の保全

本市の臨海部には、市内唯一の自然海岸である吉崎海岸等や日本の重要湿地(環境省)に選定される鈴鹿川河口の干潟があります。いずれも市を代表する自然環境として重要なものであり、生態系に配慮した保全が必要です。一方、海岸部では一部に埋立の計画が進んでおり、周辺環境との調和が必要になります。

【取組】

- 吉崎海岸等の保全と活用
- 鈴鹿川河口干潟の保全
- 南部浄化センターの緑地整備や緑化の促進

② 天然記念物や史跡記念物の保全

本市に存在する、指定文化財や保存樹、湧水地などは、周辺を含めて貴重な緑地となっています。また、社寺境内地なども、緑の少ない市街地内では、貴重なまとまった緑となっており、これらの維持が必要です。

【取組】

- 智積養水、社寺林など、地域の重要な環境資源の維持
- 御池沼沢植物群落などの天然記念物の保全

方針1-2 樹林地・農地の保全

③ 市街地外縁部の丘陵地の保全

市街地外縁部の丘陵樹林地の一部には、風致地区の指定や南部丘陵公園などが整備され、地元のボランティアによる維持・管理も行われています。これらの地域は、都市環境、都市景観、防災・減災、生物多様性の維持などの面からも重要な樹林地であり、風致地区や公園以外の丘陵樹林地についても積極的な保全が必要です。

垂坂公園・羽津山緑地や市民緑地などでは、まちなみや自然を見渡す景観の確保や健康・レクリエーション機能の充実にに向けた取組も進んでいます。

【取組】

- 市民緑地制度の推進、緑地協定制度、景観協定制度などの活用の検討
- 風致地区の保全の推進、特別緑地保全地区、緑地保全地域などの指定検討
- 市民・市民活動団体・企業と協働で保全する仕組みづくり
- 里山竹林環境保全支援事業の推進

④ 田、畑、果樹園などの保全

田、畑、果樹園などの農地は、都市の環境保全（水源の涵養、生物多様性の維持など）や景観形成の点からも重要です。農地の持つ浸透・貯留機能は浸水を防止するなど、臨海部に地盤の低い市街地を広く抱える本市では、防災上からも欠くことのできない緑地です。このように、公益的な機能を併せ持つ農地を、極力、保全していく必要があります。

また、住宅と農地が混在した市街地では、都市農地の保全も含めて、オープンスペースを生かした地域づくりに取り組むことが必要です。

【取組】

- 農地の集約化や多様な担い手づくりなどによる農地を保全する仕組みづくり
- 土とのふれあいの場、農業への理解を深める場として、遊休農地などを市民農園などに活用
- 市街化区域において生産緑地地区の追加指定及び特定生産緑地の指定

方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

⑤ 市民の憩いの場としての川づくり、多自然川づくり

本市を流れる多くの川は、多様な生物にとって重要な生息・移動空間となっており、生態系の維持に十分配慮した保全・整備が求められています。三滝川などでは高水敷を活用した親水空間の整備も進められており、緑の少ない市街地の重要な自然環境や市民の憩いの場として、一層の活用が必要です。

【取組】

- 河川敷を市民の憩いの場として活用できるように、親水空間や遊歩道の整備
- 河川改修時における多自然川づくり

⑥ 四日市港を中心とした親水空間の創出

四日市港の臨港地区に点在する緑地等を活用した、人々が健康で安らぎを得られるような親水空間の整備、市街地の緑との快適な回遊性空間の形成により、人々に親しまれるみなとまちづくりを進める必要があります。

【四日市港管理組合の取組】

- 臨港地区に点在する緑地(千歳運河緑地など)や末広橋梁、潮吹き防波堤などの重要文化財、近代化産業遺産を活用した親水空間の整備
- プロムナードの整備等による市街地の緑と港をつなぐ快適な回遊性空間の形成

⑦ 森林・里山の保全による自然とふれあう場の創出

本市には、伊坂ダム周辺地域や四郷風致地区などに代表される森林や里山が多く存在し、これらは市民の心にやすらぎを与えるほか、貴重な動植物を育み、生物多様性を維持するための貴重な環境資源となっています。また、鈴鹿山麓の豊かな自然とふれあえる少年自然の家などの施設を維持していくことも必要です。

【取組】

- 市民緑地制度の活用などによる市民活動の促進
- 市民・市民活動団体・企業と協働で保全する仕組みづくり
- 少年自然の家、水沢市民広場(星の広場)などの施設の適正な維持と活用促進
- 森林環境基金の活用やクラウドファンディングなど新たな制度の活用検討
- 里山竹林環境保全支援事業の活用による市民活動の促進

方針2-1 身近な公園の充実と再編

① 身近な公園、利用しやすい公園の確保

本市の市街地内には、総合公園や中央緑地、霞ヶ浦緑地といった大規模な公園が比較的多く整備されています。一方で、身近な公園については、施設の老朽化などにより利用頻度が低下しているものもみられます。また、市街地の中で身近な公園が不足している地域もあります。

このため、地区のまちづくりやニーズにあわせて、身近な公園の充実を図るとともに、利用が低下している小規模な既存公園等を集約・統合し、子育て世帯から高齢世帯まで、みんなが利用する魅力的な公園として整備します。また、施設の陳腐化・老朽化への対応に向けて、計画的な施設管理を進めます。

【取組】

- 地区のまちづくりやニーズにあわせた身近な公園が不足する地域における公園緑地の整備・拡充
- 公共施設の活用転換に伴い発生した公共用地や民間の未利用地などのストックを利用した公園緑地の再編
- 郊外団地など生活の拠点における、環境、福祉、教育など多様な視点からの既設公園のリニューアル、魅力の向上
- 身近に水辺の自然とふれあえる場として、河川敷を活用した親水空間の整備
- 公園施設の長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新や適正な維持管理
- 自然に歩くことや体を動かすことが体験できる環境づくり

方針2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

② 核となる公園・緑地、史跡の整備

緑の配置の核となる大規模な公園や緑地としては、南部丘陵公園、垂坂公園・羽津山緑地、泊山公園、三滝公園の4つの総合公園を始めとして中央緑地、霞ヶ浦緑地、楠中央緑地などの緩衝緑地や海蔵川、三滝川、鈴鹿川などの河川敷を利用した都市緑地があるほか、いなべ市、菰野町にまたがる広域公園として北勢中央公園があります。また、歴史の体験・学習の場であるとともに、緑を担う史跡公園として久留倍官衙遺跡があります。これらの内、垂坂公園・羽津山緑地並びに北勢中央公園で整備を行っています。

今後も引き続き、他の都市公園や市内の里山などの優良な樹林地の保全と連携を図り、緑のネットワークの形成を構築していく上で核となる公園や緑地の整備を計画的に進めていく必要があります。なお、多くの人々が利用する大規模な公園緑地の整備に際しては、健康づくりに親しむ環境づくりとともに、Park-PFI制度などの官民連携手法も活用し、サービス施設の立地を促すなど魅力向上を図ります。

【取組】

- 垂坂公園・羽津山緑地の整備
- 垂坂公園・羽津山緑地、南部丘陵公園、泊山公園を始めとする公園緑地のボランティアの保全・育成活動を推進・支援
- 国指定史跡久留倍官衙遺跡の保存及び活用
- 北勢中央公園未開設部分の整備の促進
- 墓園については墓地需要などにあわせて見直し
- 三滝緑地など河川改修にあわせた河川敷緑地の整備
- 河畔緑地の適正な見直し
- 公共施設の跡地など既存ストックを活用した公園緑地の再編(再掲)
- 公園施設の長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新や維持管理の推進(再掲)
- Park-PFI 制度など民間活力を活用した公園緑地のリニューアル、にぎわいづくり
- 自然に歩くことや体を動かすことが体験できる環境づくり(再掲)

方針2-3 “まちなか”緑化の推進

③ 公共空間における緑化の推進

市街地の緑の充実に向け、公園緑地、道路といった公共空間において、街路樹などによる緑化の推進に取り組むとともに、適正に維持管理をしていくことが必要です。

また、中心市街地の再編にあわせて、多面的な機能を有する緑や水などのグリーンインフラを活用し、ウォークアブルで緑豊かな人中心の空間づくりに取り組みます。

【取組】

- 市街地内の街路樹などの整備及び適正管理
- 既設の街路樹の歩道幅員に応じた樹種の転換
- 花と緑いっぱい事業を活用した沿道などの緑化の促進
- 主要駅における駅前広場の整備にあわせた緑化の推進
- 工業集合地特例適用※による企業負担金を原資とした緑化の推進
 - ※)工場などが集中して立地する一団の土地と隣接して緑地又は環境施設を整備する場合に、各工場などの敷地面積に応じて緑地などを配分し、各工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算することができる工場立地法に基づく特例。
- 中央通り再編に伴う公園や道路空間におけるグリーンインフラの推進

④ 民有地緑化の推進

まちの緑を増やすためには、公園・緑地などの保全・整備だけでなく、市民・市民活動団体・企業、行政が一体となって緑化を進めることが重要です。このため、民有地においても緑化の促進を図ります。

【取組】

- 生垣設置助成金交付制度を活用した民有地緑化の促進
- 駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化などの多様な緑化に対する啓発、支援策の検討
- 地区計画や緑地協定などを活用した緑に関するルールづくりによる地区全体での緑化の推進
- 工場などの事業所への緑化推進の啓発

⑤ 官公庁施設などの緑化

官公庁施設などにおいても緑化を積極的に進めていく必要があります。

【取組】

- 官公庁施設などにおける緑化(敷地内緑化、壁面緑化など)の推進及び環境教育の場(ビオトープ、樹林、農地、水辺など)の確保
- 花と緑いっぱい事業を活用した、市民との協働による公共公益施設などの緑化の推進
- 官民連携手法など新たな手法により管理運営する施設における緑化(屋上緑化、壁面緑化など)の推進

方針2-4 防災・減災機能の充実

⑥ 防災機能を備えた公園等の整備、充実と防災機能を有する緑化の推進

市街地内の公園・緑地や官公庁施設、教育施設などは、災害時の避難場所や災害救助などの活動の拠点として機能します。また、建物が密集する旧市街地では、老朽家屋の除却を促進し、土地利用更新に向けた空間を確保するとともに、その一部を広場や緑の空間とすることが考えられます。市街地においては、公園などの緑やオープンスペースを確保するなど、グリーンインフラを積極的に活用しながら防災・減災機能の充実を図ります。

また、小・中学校のグラウンドは、地域にとって重要な災害時の避難場所となる施設であり、これらの機能に配慮した緑化の取組が必要です。

【取組】

- 小・中学校のグラウンドを災害時の避難場所として活用
- 密集市街地の老朽家屋の除却促進と防災にも寄与する空地の確保
- 公園などにおける防災機能の充実
- 災害時に機能する公園や官公庁施設などのオープンスペースの確保
- 公共空間などにおける災害リスクを低減するグリーンインフラの創出と維持管理
- 雨水貯留浸透機能を有する農地や樹林地などの保全

基本方針3 みんなで“育てる”緑づくり

方針3-1 緑化や保全の支援

① 緑化や里山保全などの市民活動への支援

水と緑の保全や創出には、市民と行政がお互いの役割を果たしつつ連携して取り組む必要があります。市民緑地制度を活用した里山保全に取り組むとともに、緑化活動や里山保全活動を行っている市民・市民活動団体・企業を支援します。

【取組】

- 市民・市民活動団体・企業、行政が連携して進める緑化活動や里山保全活動の仕組みづくり
- 花と緑いっぱい事業や市民緑地制度を活用した緑の保全・創出活動への支援

方針3-2 緑に関する人材育成

② 市民との協働の体制づくり、人材育成

市民が最も身近に感じる緑である公園や街路樹は、市民・市民活動団体・企業、行政がお互いの役割を果たしつつ連携して取り組む必要があります。

【取組】

- 市民・市民活動団体・企業、行政が連携して、公園や街路樹を維持管理する体制づくり
- 緑化や緑の保全に関する市民ボランティアの人材育成
- 身近な公園の新設や再整備の際に市民参画型の計画手法を導入
- 優れた緑化活動や自然保護活動を行った市民・市民活動団体・企業に対する表彰制度の継続

方針3-3 緑に関する情報提供

③ 環境学習などの機会の提供

水と緑の保全や創出を効果的に行うには、市民の関心を高め、環境学習などの水と緑のことをよく知る機会を提供することが必要です。

【取組】

- 市民が水と緑に対する関心を高め、理解が得られるような環境学習、水辺、緑化に関する情報提供、イベントなどの機会や場の提供
- 緑や園芸に対する関心を高め、知識や技術の習得の場として、市民園芸教室を開催

方針3-4 緑に関する官民連携

④ 多様な主体が連携した取組の推進

質の高い緑やオープンスペースの創出、効率的な管理運営を進めていくには、行政だけではなく市民、地域住民組織、まちづくり団体、企業など多様な主体が参画を得て、総力を結集して取り組んでいくことが必要です。

【取組】

- Park-PFI制度など新たな官民連携手法の活用による効率的な公園・緑地などの整備、管理運営
- 多様な主体の連携による公園・緑地などの公共空間の魅力向上や賑わいの創出

(4) 緑化重点地区及び保全配慮地区

①緑化重点地区の設定

緑化の推進に重点的に配慮を加えるべき地区を、緑化重点地区として設定します。具体的には、現在、「居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成」に向けた取組が進む中心市街地の中央通り周辺を設定します。

<対象地区>

- ・滞在快適性向上区域(まちなかウォーカブル区域)

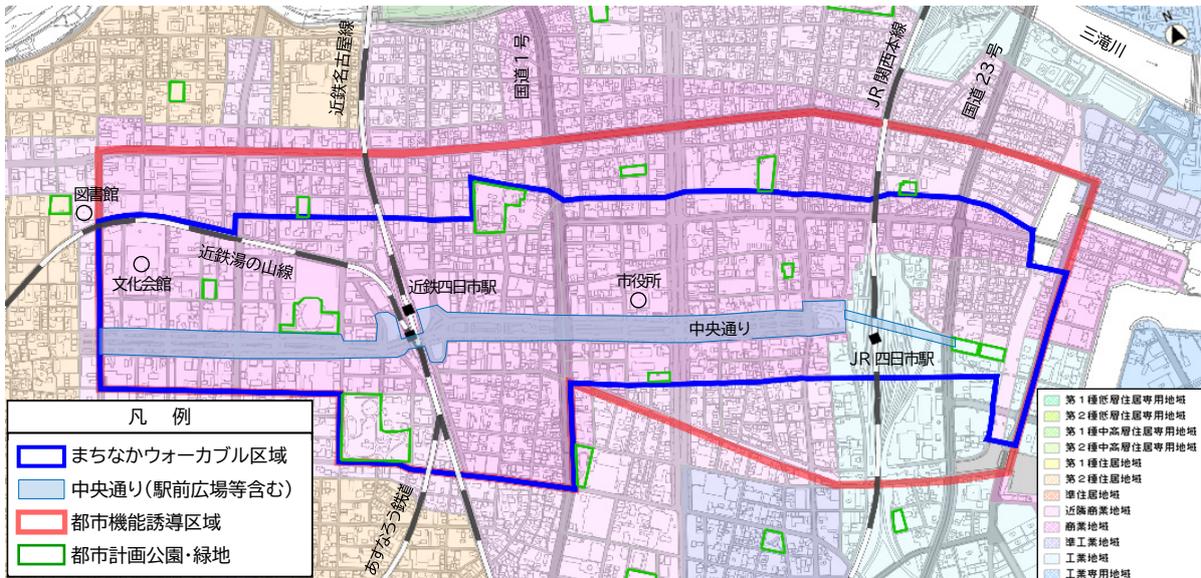


図 緑化重点地区(四日市市)の位置

②緑化重点地区の計画

■中央通り周辺の現況

中央通りには良好な景観となる楠の並木空間があるほか、近鉄四日市駅西側には阿瀬知川が流れるなど、軸となる緑が配置されています。一方、沿道ではマンションの立地など土地の高度利用が進んでおり、JR四日市駅周辺では空き地や駐車場などの低未利用地や老朽家屋も存在しています。

現在、リア時代のスーパメガリージョン形成による交流人口拡大効果を最大限享受するため、市の玄関口となる近鉄四日市駅・JR四日市駅の駅前広場や周辺の歩行空間等の整備を進めています。

【現況写真】



近鉄四日市駅から東向き



市役所から東向き

■課題

市民の生活・行動様式が多様化しており、緑やオープンスペースの重要性が再認識される中で、中心市街地においても、市民の健康やレクリエーション、憩いの場となる緑、良好な都市景観を形成する緑の確保・充実が求められています。

また、安全・安心で持続可能な都市の形成に向け、気温上昇の抑制や、防災・減災機能など多様な機能を有するグリーンインフラを積極的に活用していくことが必要です。

■緑化の推進手法

人中心の居心地が良く歩きたくなる安全で魅力的なまちなかの形成に向け、まちなかウォークアブル区域の道路や公園などの公共空間において、可能な範囲で緑が持つ多様な機能の活用を推進(グリーンインフラの充実)します。また、民有地も含めて質の高い緑やオープンスペースが確保されるような取組を進めます。

【取組】

- ・緑やオープンスペース、自然を生かした休息空間など都市環境に潤いを与える緑の拡大
- ・クスノキ並木を活かした連続的な緑、海と山のつながりを感じる緑の軸の形成
- ・諏訪公園、鶉の森公園、市民公園など核となる都市公園の再整備とまちなかとの連携
- ・景観の連続性、中央通りとの緑の連続性を感じるランドスケープの形成
- ・芝生・樹木・花・土・水といった「様々な緑」を可能な限り取り込んだ設え
- ・防災・減災にも寄与するレインガーデンなど約1.6kmに及ぶ広範囲のグリーンインフラの導入
- ・Park-PFIや道路占用許可の特例など官民連携手法の活用
- ・都市再生協議会の設置など官民が連携したまちづくり活動の推進

■中央通り再編におけるエリアデザイン

①空間の使い方

- ・空間に取り入れる機能



参考イメージ

目標1 居心地が良く歩きたくなる空間づくり

- ・まちなかの回遊を支える歩行空間
- ・自転車走行空間の分離
- ・まちなかへの来訪者や居住者のための快適空間(待合・休憩、公園、カフェや屋台等)
- ・自動車と歩行者の分離
- ・交通の阻害を防止する荷捌き機能

目標2 市域・他都市とつながる一大交通拠点づくり

- ・将来交通を見込んだ駅前広場の整備(待合・交流機能、送迎スペース)
- ・デジタル化による利便性の高い交通結節機能
- ・バスタ機能(特定車両停留施設、バス待ち施設等)
- ・情報発信機能(まちなかの案内、四日市市のPR、災害情報等)
- ・四日市港へのエントランス機能

目標3 最先端の取り組みのショーケースとなる空間づくり

- ・次世代モビリティの導入空間
- ・スマートシティ機能を支える情報基盤の受け皿
- ・多機能空間としての利用(グリーンインフラや防災機能等)
- ・ポストコロナで求められるオープンでゆとりある空間

②空間の要素と配置

- ・空間を構成する要素と施設配置(レイアウト)の考え方



参考イメージ

目標1 歩行者を中心とした交通施設の配置

- ・歩行者優先の交通モードの配置
歩行者>自転車>公共交通(鉄道・バス・タクシー)>一般車
- ・歩行者空間の最大化(交通量に応じた車両走行空間の適正化)
- ・バリアフリー化され、乗り継ぎや移動がしやすいデッキ等の配置
- ・歩行者目線で分かりやすい動線の設定(サイン計画等)
- ・安全な通行を支える交通安全施設(歩車分離、信号等)

目標2 人が集い、賑わいを生み出す施設の配置

- ・居心地の良いオープンスペース(ベンチ、テーブル、東屋、木陰等)
- ・周辺施設やまちなかの市民活動と連携した使い方ができる空間の配置(オープンカフェ、祭り等)
- ・都市で働き暮らす人のためのスペース(緑地、遊具等)

目標3 緑あふれる施設配置

- ・都市環境に潤いを与える緑の拡大
- ・くすのき並木を活かした連続した緑の配置
- ・緑が持つ多様な機能の活用(グリーンインフラの充実)

※参考イメージについては、実際の整備内容を示すものではなく、イメージとして使用しています。

③空間の質

- ・グレードや設え、重視するデザインのポイント



参考イメージ

目標1 市民の誇りとなる高質な空間の設え

- ・四日市市の顔・玄関口に相応しい、シビックプライドを育む高質なグレード

目標2 歴史や緑を活かした空間の設え

- ・四日市市の名前の由来となった「市(いち)」や、「東海道」の賑わいを感じる設え
- ・四日市市の発展を支えてきた「みなと」とのつながりを感じる設え
- ・芝生・樹木・花・土・水といった「様々な緑」を取り込んだ設え
- ・景観の連続性へ配慮した設え

目標3 使いやすい可変性を持った空間の設え

- ・誰もが使いやすいユニバーサルな設え
- ・「多様な使い方」や「使い方の変化への対応」を可能とする可変性を持った設え

資料:近鉄四日市駅周辺等整備基本計画 中間とりまとめ(令和3年3月)

③保全配慮地区の設定

緑の保全に関して重点的に配慮を加えるべき地区を、保全配慮地区として設定します。具体的には、市街地外縁部のまとまった規模の丘陵樹林地を「セブンヒルズ」として設定します。

また、四日市東IC周辺や北勢バイパスの主要な交差点付近など広域交通の利便性の高い区域においても、自然環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。

<対象地区(セブンヒルズ)>

- ・朝日丘陵地区(伊坂ダム、山村ダム周辺)
- ・垂坂丘陵地区(垂坂公園・羽津山緑地～四日市東IC周辺)
- ・生桑丘陵地区(曾井山、大日山周辺)
- ・川島・桜丘陵地区
- ・八王子丘陵地区(四郷風致地区周辺)
- ・泊丘陵地区(南部丘陵公園周辺)
- ・河原田丘陵地区(みかん果樹園周辺)

④保全配慮地区の計画

■セブンヒルズの現況

四日市広域圏の中央部に点在する7つの地区より構成されます。

これらは、市街地を取り囲む丘陵地に位置しており、市民の自然とのふれあいニーズや地域の環境保全、景観保全、防災といった機能面から極めて重要な緑となっています。

■課題

市街地外縁部の丘陵樹林地は、市民の心に安らぎを与えるとともに、気軽に訪れることができる自然空間として市街地の魅力を高め、生物多様性の維持、水源の涵養、防災など、多くの重要な役割を担う貴重な環境資源となっています。

しかし、今後こうした樹林地などが消失する恐れがあり、一度失われると、緑地としての回復は非常に困難であるため、貴重な自然環境として積極的な保全が必要となっています。

また、竹林の拡大や二次林の植生遷移が進むなど、樹林地としての質の維持も重要な課題となっています。

■保全手法

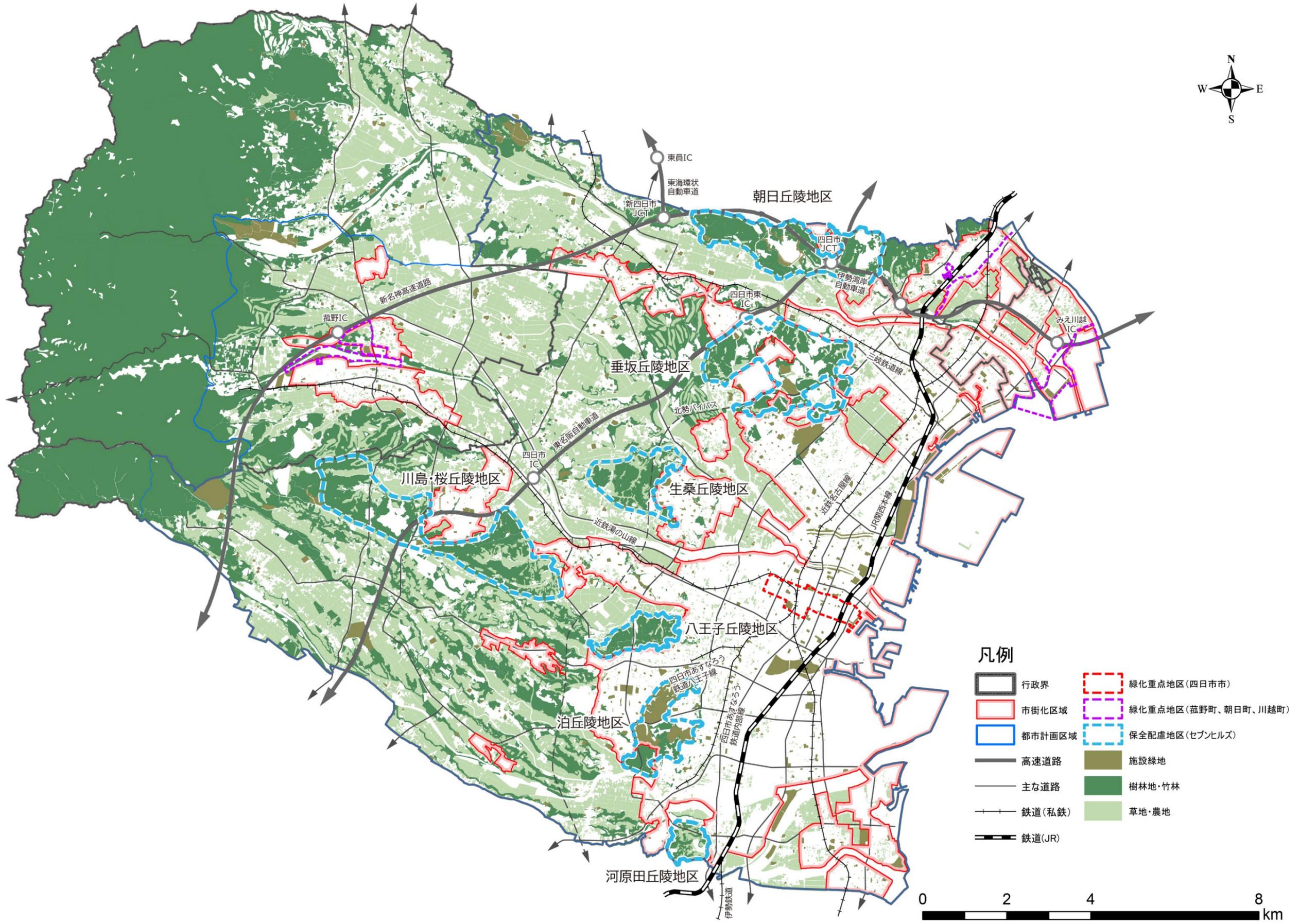
保全配慮地区内の緑のうち、新たな保全措置が必要と判断されるものについては、適切な保全手法を選択し、地区の自然的環境の保全に努めます。

具体的には、市民緑地制度を積極的に活用するとともに、地区計画などによる緑地保全に向けた制度の活用を検討します。

【主な制度】

- ・市民緑地制度(都市緑地法第55条、第60条)
 - ・地区計画による緑地保全(都市緑地法第20条)
 - ・緑地保全地域制度(都市緑地法第5条)
 - ・緑地協定制度(都市緑地法第45条、第54条)
 - ・風致地区制度(都市計画法第8条第1項第7号)
 - ・クラウドファンディング制度
- ※特定のプロジェクトを実施するために、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組み。

■緑化重点地区及び保全配慮地区(四日市市)の位置



2 菰野町の施策

(1) 計画の基本

①菰野町における「緑の基本計画」の位置づけ

本町では、「第6次菰野町総合計画(令和3年3月策定)」や「菰野町都市マスタープラン(令和2年3月策定)」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。

本計画では、新しいまちづくりの方向性の中で、緑に関する部分の詳細な計画として位置づけています。

②計画の前提

計画期間	: 概ね10年後の令和13年度(2031年度)
将来人口(2031年)	: 39,611人
将来都市計画区域内人口	: 25,595人
目標年次の市街化区域面積	: 441ha
目標年次の都市計画区域面積	: 3,687ha
目標年次の行政区域面積	: 10,728ha

③目標水準

本町の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

■緑地の確保目標

区域		前回改定時 (平成22年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和13年)
市街化区域	緑地割合	2.4%	6.2%	6.5%
	緑地面積	9.0ha	27.2ha	28.7ha
都市計画区域	緑地割合	47.7%	46.8%	46.7%
	緑地面積	1,756.9ha	1,725.5ha	1,720.1ha
行政区域全体	緑地割合	80.7%	79.7%	79.4%
	緑地面積	8,658.6ha	8,552.1ha	8,512.8ha

「計画対象区域内における緑地量の減少の抑制に努めます」

■都市公園等の整備目標(都市計画区域内)

	前回改定時 (平成22年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和13年)
都市公園の面積(※1)	13.7ha	15.3ha	19.8ha
住民1人当たりの都市公園面積	5.2 m ² /人	5.7 m ² /人	7.7 m ² /人
都市公園等の面積(※2)	89.7ha	102.5ha	105.9ha
住民1人当たりの都市公園等面積	33.8 m ² /人	38.0 m ² /人	41.4 m ² /人

(※1) 都市公園の面積・・・都市公園面積+市民緑地面積

(※2) 都市公園等の面積・・・都市公園面積+市民緑地面積+公共施設緑地面積

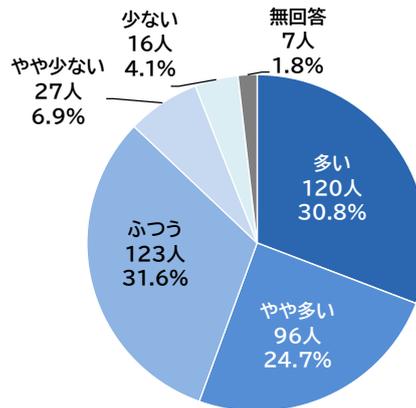
「1人当たりの公園面積を7.7 m²に増やします」

(2) 住民の意識

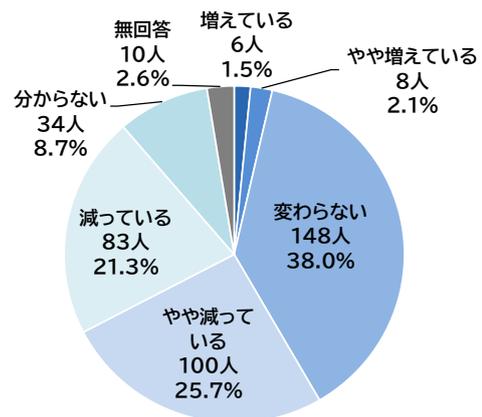
本町の住民が日ごろ感じている緑への考えや、環境・景観への意見等を把握するため、町内在住の10歳以上の方のうち、無作為に抽出した800人を対象に「緑・公園等に関するアンケート調査」を行いました。

①アンケート結果からの考察

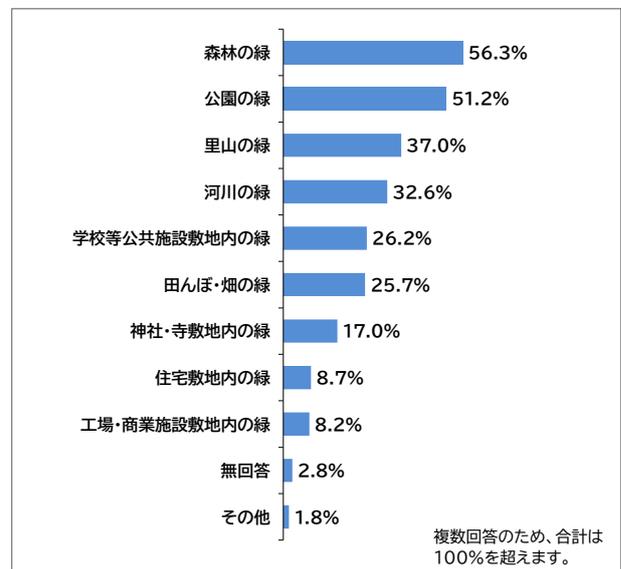
・身の周りの緑の量について「多い」と「やや多い」を足すと55.5%で過半数を超えており、緑豊かな地域であると認識しています。



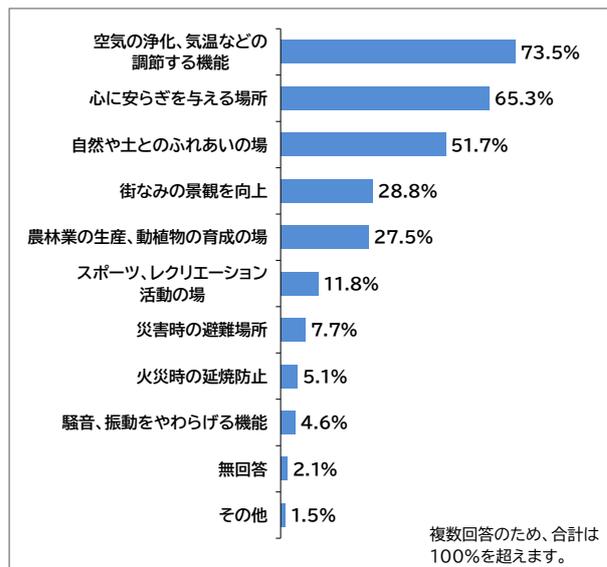
・10年前と比べると「減っている」と「やや減っている」を足すと47.0%で約半数の方が緑の減少を感じています。



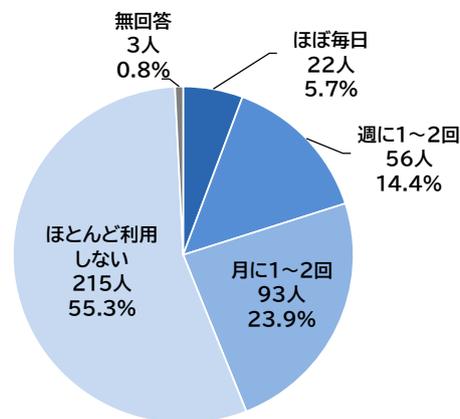
・重点的に保全する緑は「森林の緑」(56.3%)と「公園の緑」(51.2%)であり、積極的な保全が求められています。



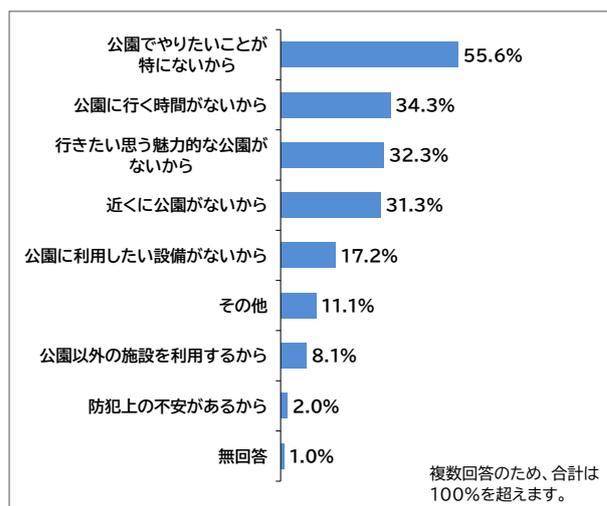
・緑に求める機能は「空気の浄化、気温などの調節する機能」(73.5%)、「心に安らぎを与える場所」(65.3%)、「自然や土とのふれあいの場」(51.7%)であり、気象等の調節機能と安らぎや憩いが望まれています。



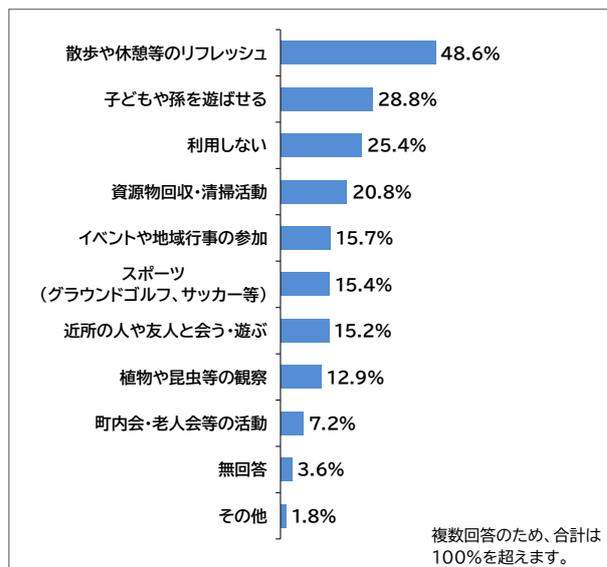
・公園や緑地の利用について「ほとんど利用しない」(55.3%)が多く、過半数を超えています。



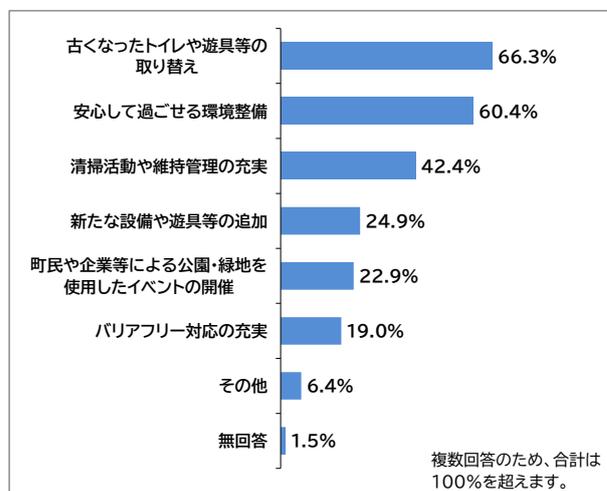
・公園や緑地を利用しない理由は「公園でやりたいことが特にないから」(55.6%)が多く、公園が住民ニーズにあっていないと考えられます。



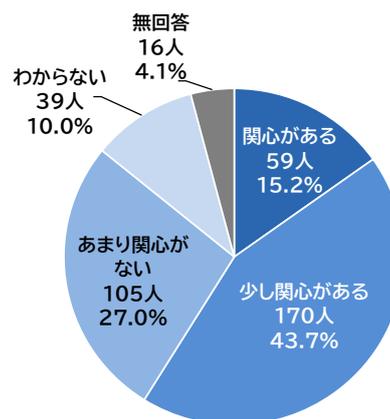
・公園や緑地を利用する目的は「散歩や休憩等のリフレッシュ」(48.6%)が多く、歩くことやジョギングなどの利用が考えられます。



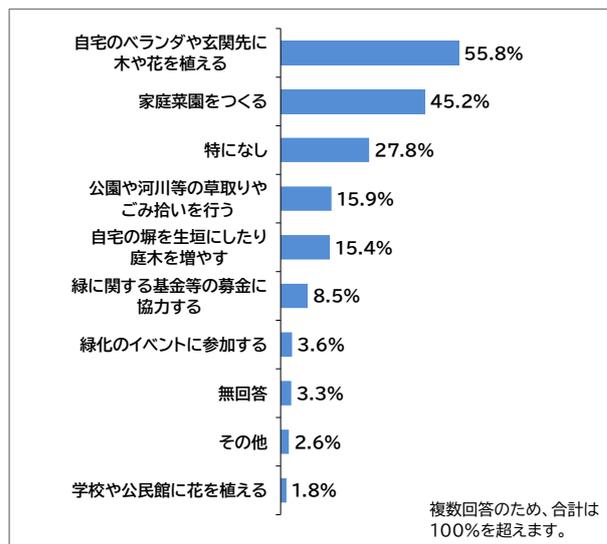
・公園や緑地を今後利用してもらうために行うべきことは「古くなったトイレや遊具等の取り替え」(66.3%)、「安心して過ごせる環境整備」(60.4%)、「清掃活動や維持管理の充実」(42.4%)であり、施設の維持管理や安全面の確保が必要と考えられます。



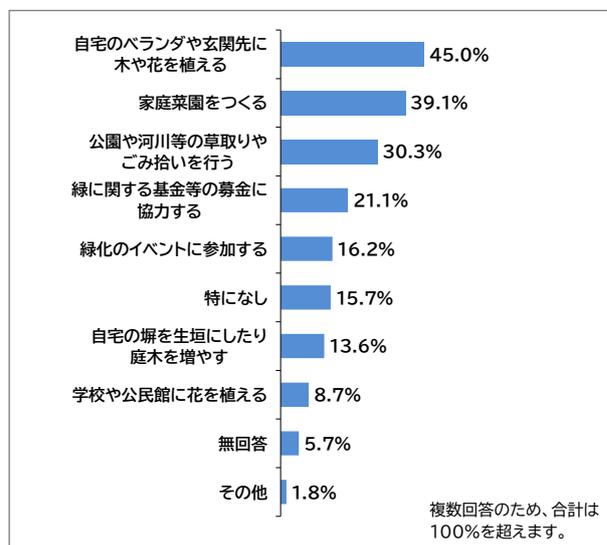
・緑化の推進や緑の保全活動へ参加することへの関心は「関心がある」と「少し関心がある」を足すと58.9%であり、関心度は高いです。



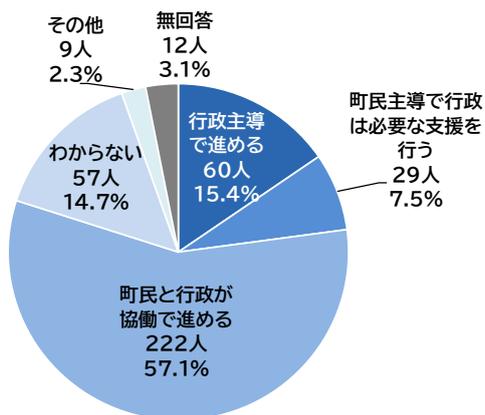
・すでに取り組んでいる緑化の推進や緑の保全活動は「自宅のベランダや玄関先に木や花を植える」(55.8%)、「家庭菜園をつくる」(45.2%)であり、個人や家庭でできることが多いです。



・今後、参加・協力できそうな緑化の推進や緑の保全活動は「自宅のベランダや玄関先に木や花を植える」(45.0%)、「家庭菜園をつくる」(39.1%)、「公園や河川等の草取りやごみ拾いを行う」(30.3%)であり、公共空間の維持管理については3割の方ができそうと考えています。



・緑化の推進や緑の保全活動は「町民と行政が協働で進める」(57.1%)であり、過半数が協働で進めるべきと考えています。



(3) 緑の保全と緑化の施策

基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

方針1-1 貴重な自然環境の保全

① 自然環境の保全・活用

本町には、豊かな自然資源の宝庫である鈴鹿国定公園、自然を体感し学習できる三重県民の森やキャンプ場などが動植物の貴重な生息空間、人々のレクリエーション活動の場となっています。

また、優れた自然環境を次世代へ継承していくため、恵み豊かな環境を確保するとともに、将来にわたって維持されるように適切に保全する必要があります。

【取組】

- 豊かな自然に囲まれた三重県民の森や東海自然歩道などの保全と活用
- 自然景観を楽しめる鈴鹿国定公園などの保全と活用

② 天然記念物や史跡の保全

本町には、国の天然記念物に指定されている田光のシデコブシ及び湿地植物群落をはじめ、地域の史跡などの文化財が貴重な緑となっています。

これらの歴史・文化的な緑を景観資源として活かすとともに、歴史的景観を保全する必要があります。

【取組】

- 田光のシデコブシ及び湿地植物群落などの保全
- 城跡や神社仏閣など地域の史跡や歴史・文化施設の保全

方針1-2 樹林地・農地の保全

③ 樹林地の保全・活用

町域の約半分を占める森林には、多くの動植物が非常に密接で複雑な関係を築き上げて生息しているため、生物多様性を保全する上で重要な役割を担っています。

また、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林整備計画に基づき所有者が行う森林整備を支援する必要があります。

【取組】

- 森林整備計画に基づいた整備・保全
- 適正な森林経営管理の推進

④ 農地の保全・活用

本町の市街地周辺部には、雄大な鈴鹿山脈を背景とした多くの優良農地があり、今後も継続的な保全を図る必要があります。

また、優れた田園景観を守るため、耕作放棄地や遊休農地の解消、農業施設の長寿命化に向けた取組、有害鳥獣対策を促進する必要があります。

【取組】

- 農地の集積や担い手の育成による優良農地の保全
- 耕作放棄地や遊休農地の再活用
- 農業施設の長寿命化
- 有害鳥獣対策の推進

方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

⑤ 住民が親しむ河川の保全・活用

水と緑のネットワークとしての河川整備を図るとともに、住民の憩いの場として楽しめる水辺空間、親しみある河川景観を形成する必要があります。

また、河川改修の際には環境保全のため、生物の生息・生育・繁殖環境などに配慮した多自然川づくりを行うよう働きかけます。

【取組】

- 水辺の魅力創出とにぎわいづくり
- 河川浚渫などによる景観形成の推進及び浸水被害の抑制
- 生物の生息・生育・繁殖環境などに配慮した多自然川づくりの活用

方針1-4 自然とふれあう場の整備と充実

⑥ 多様な観光ニーズへの対応

本町へは、川のせせらぎが楽しめる湯の山温泉街や自然豊かな鈴鹿山麓が織りなす四季折々の景観などを求め、年間250万人前後の観光客が訪れています。

また、新名神高速道路菟野ICの供用開始、湯の山かもしか大橋が架橋されたことにより、湯の山温泉街へのアクセスが大きく向上したことから、より多くの人が豊かな自然とふれあえる場となるよう、魅力のある環境整備が必要です。

【取組】

- 住民も来訪者も自然の魅力を楽しむ環境整備
- 湯の山温泉街などの地域資源を活かした景観整備

方針2-1 身近な公園の充実と再編

① 身近な公園の再整備

遊具やベンチなどの公園施設の点検を定期的実施し、施設の更新や修繕を行うことで利用者が安全で安心して利用できる公園管理に努めます。

また、町内の公園情報や緑地等を活用したイベントの開催情報を広報誌やホームページ、アプリ等で発信していきます。

【取組】

- 地域の公園の再整備と維持管理の充実
- 公園利用者への情報発信

方針2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

② 拠点となる公園の再整備

本町には、7つの都市公園があり、多様化する住民ニーズに対応するため、地域住民や関係団体など多様な主体と協力して、老人や子ども、障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して楽しめる公園づくりに取り組みます。

さらには、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化するため、公園施設長寿命化計画の策定が必要となります。

また、既存の公園や土地区画整理事業に伴って創出される公園緑地を都市公園として位置づけます。

【取組】

- 誰もが安心して利用しやすい公園づくり
- 公園施設長寿命化計画に基づいた公園施設の適正管理による利便性の向上
- 既存公園を都市公園として位置づけ
- 菰野インター周辺地区土地区画整理事業で整備される公園を都市公園として位置づけ

方針2-3 “まちなか”緑化の推進

③ 公共施設緑化の推進

公共施設においては、快適で親しみのある空間となるように敷地内の植栽などを推進するとともに、新設や改築時には、緑地空間を十分確保する必要があります。

また、既存の街路樹を適切に維持管理するとともに、まちなみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている箇所については、管理手法などの検討が必要となります。

【取組】

- 公共施設の敷地内緑化の推進
- 街路樹の適正な維持管理

④ 民有地緑化の推進

開発事業においては、各種法令及び指導要綱に基づき、住宅や工場、事業所などの緑地の確保について適正な指導を行います。

また、民有地緑化を推進するため、既存制度の見直しを検討します。

【取組】

- 住民や事業者の協力による身近な緑化の推進

方針2-4 防災・減災機能の充実

⑤ 緑地の防災機能の充実

緑地は、災害時の避難場所や災害救助活動拠点、延焼遮断帯などの多様な防災機能を有しています。本町では、公共施設の多くが避難所に指定されており、避難所としての防災機能の充実を図る必要があります。

また、緑地などにおいて自治会・住民・企業等と連携した防災訓練等を実施し、防災意識の向上や自助・共助による地域防災力の向上を推進します。

【取組】

- 緑地の防災機能の整備・充実
- 学校グラウンド等を避難場所として活用
- 地域と連携した防災訓練等の実施

方針3-1 緑化や保全の支援

① 緑のまちづくり活動の推進

緑の保全や緑化の推進には、地域住民の参加と協力が不可欠であることから、地域住民の主体的な緑地の保全活動を支援します。

住民が自発的に緑化活動に参加できるよう支援する仕組みづくりを検討します。

【取組】

- 地域活動団体の取組への支援
- 住民参加の緑化活動への仕組みづくり

方針3-2 緑に関する人材育成

② 緑豊かな教育環境の創出

住民の緑に関する知識を深めるとともに、環境にやさしい行動を実践できる人を育てるため、緑の少年隊育成の支援をはじめ、環境教育や環境学習の充実を図ります。

また、社寺林など歴史的な緑を保有する文化財については、ボランティアガイドの育成を促進し、保全と活用に努めます。

【取組】

- 次代を担う子どもたちの緑に関する学習環境の充実
- 緑に関するボランティアの養成

方針3-3 緑に関する情報提供

③ 緑化の普及・啓発活動の推進

町の広報誌やホームページ、アプリ等、多様なメディアにより、住民に対して緑に関する情報発信を推進していきます。

また、種まき体験や緑に関する公民館教室の開催などを通じて、緑に対する意識を高める機会を提供していきます。

【取組】

- 緑の募金や種まき体験などによる緑化に対する意識の向上
- 多様な情報ツールによる積極的な情報発信

方針3-4 緑に関する官民連携

④ 多様な主体と連携した協働管理の推進

地域における住民、住民活動団体、企業等の民間主体による活動形態が多様化・高度化し、多様な主体による協働の範囲が広がってきています。このような時代の流れに合わせて、民間活力による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境の整備を行う必要があります。

【取組】

- 民間活力を活用した緑の整備及び運営管理
- 民間活力導入のための仕組みづくり

(4) 緑化重点地区

①緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、緑化の方向性や手法等についてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

②指定の考え方

今後も町内において、緑の保全、創出、活用に積極的に取り組んでいくことを目指し、以下の2地区を緑化重点地区として位置づけます。

■菰野町役場周辺地区

【地区特性】

菰野町役場や保健福祉センター、図書館など公共施設が集約化されており、住民の生活の拠点となっています。また、新名神高速道路菰野ICが供用開始され、組合施行による土地区画整理事業や民間開発による新たなまちづくりが計画されている地区です。

【整備の方向性】

菰野町役場周辺では、新たなまちづくりが進められており、菰野町の新たな玄関口として、まちなみと一体となった沿道緑化や公園整備などにより、緑とまちなみが調和した良好な景観を整備します。

■三滝川河川敷地区

【地区特性】

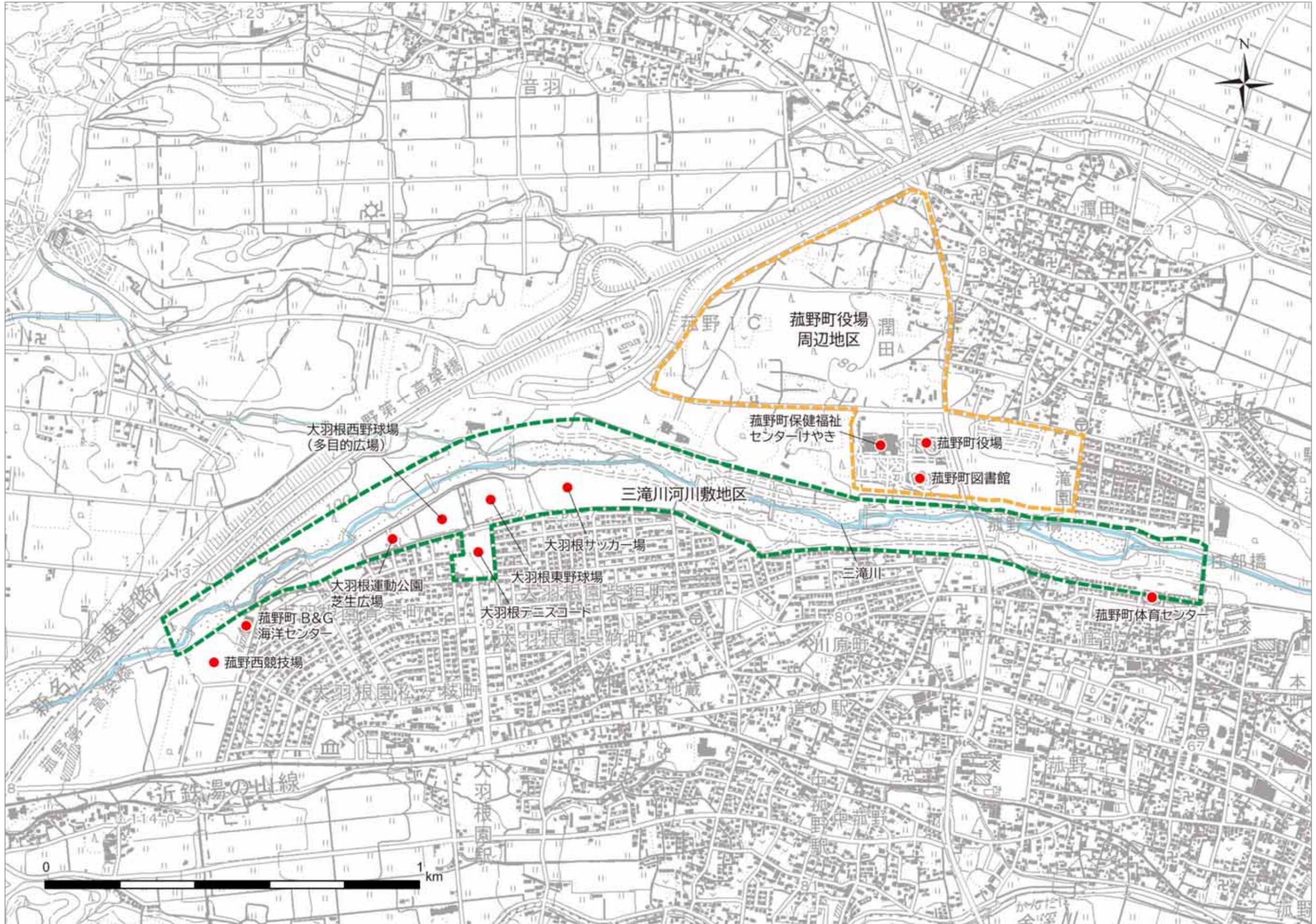
市街化区域に隣接し、ジョギングロードとして菰野西競技場、大羽根野球場、体育センターなど町内の運動施設を結ぶ軸となっています。また、住民にとって身近な親水エリアとなっている地区です。

【整備の方向性】

子どもは安心してのびのびと遊具や広場で遊べる、大人や高齢者はスポーツや健康づくり、自分の時間をゆっくり過ごすなど、子どもから高齢者まで誰もが自分に合った過ごし方を選択できるエリアを整備します。

また、三滝川兩岸のジョギングロードは、住民にとって快適な健康増進の場となるよう、ベンチなどの休憩施設や安全に配慮した管理施設を整備します。

緑化重点地区(菰野町)の位置



3 朝日町の施策

(1) 計画の基本

①朝日町における「緑の基本計画」の位置づけ

本町では、「第6次朝日町総合計画(令和3年3月策定)」や「朝日町都市計画マスタープラン(平成21年3月策定)」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。

本計画では、新しいまちづくりの方向性の中で、緑に関する部分の詳細な計画として位置づけています。

②計画の前提

計画期間	: 概ね10年後の令和13年度(2031年度)
将来人口(2031年)	: 12,179人
目標年次の市街化区域面積	: 275ha
目標年次の都市計画区域面積	: 599ha
目標年次の行政区域面積	: 599ha

③目標水準

本町の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を決め、緑の将来像の実現を目指します。

■緑地の確保目標

区域		前回改定時 (平成 22 年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和 13 年)
市街化区域	緑地割合	3.8%	4.5%	4.6%
	緑地面積	10.4ha	12.4ha	12.6ha
都市計画区域	緑地割合	26.0%	22.7%	22.7%
	緑地面積	155.5ha	136.0ha	136.0ha
行政区域全体	緑地割合	26.0%	22.7%	22.7%
	緑地面積	155.5ha	136.0ha	136.0ha

「計画対象区域内における緑地量の減少の抑制に努めます」

■都市公園等の整備目標(都市計画区域内)

	前回改定時 (平成 22 年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和 13 年)
都市公園の面積(※1)	1.0ha	2.3ha	2.4ha
住民 1 人当たりの都市公園面積	1.0 m ² /人	2.1 m ² /人	2.0 m ² /人
都市公園等の面積(※2)	5.2ha	7.0ha	7.2ha
住民 1 人当たりの都市公園等面積	5.5 m ² /人	6.4 m ² /人	5.9 m ² /人

(※1)都市公園の面積・・・都市公園面積+市民緑地面積

(※2)都市公園等の面積・・・都市公園面積+市民緑地面積+公共施設緑地面積

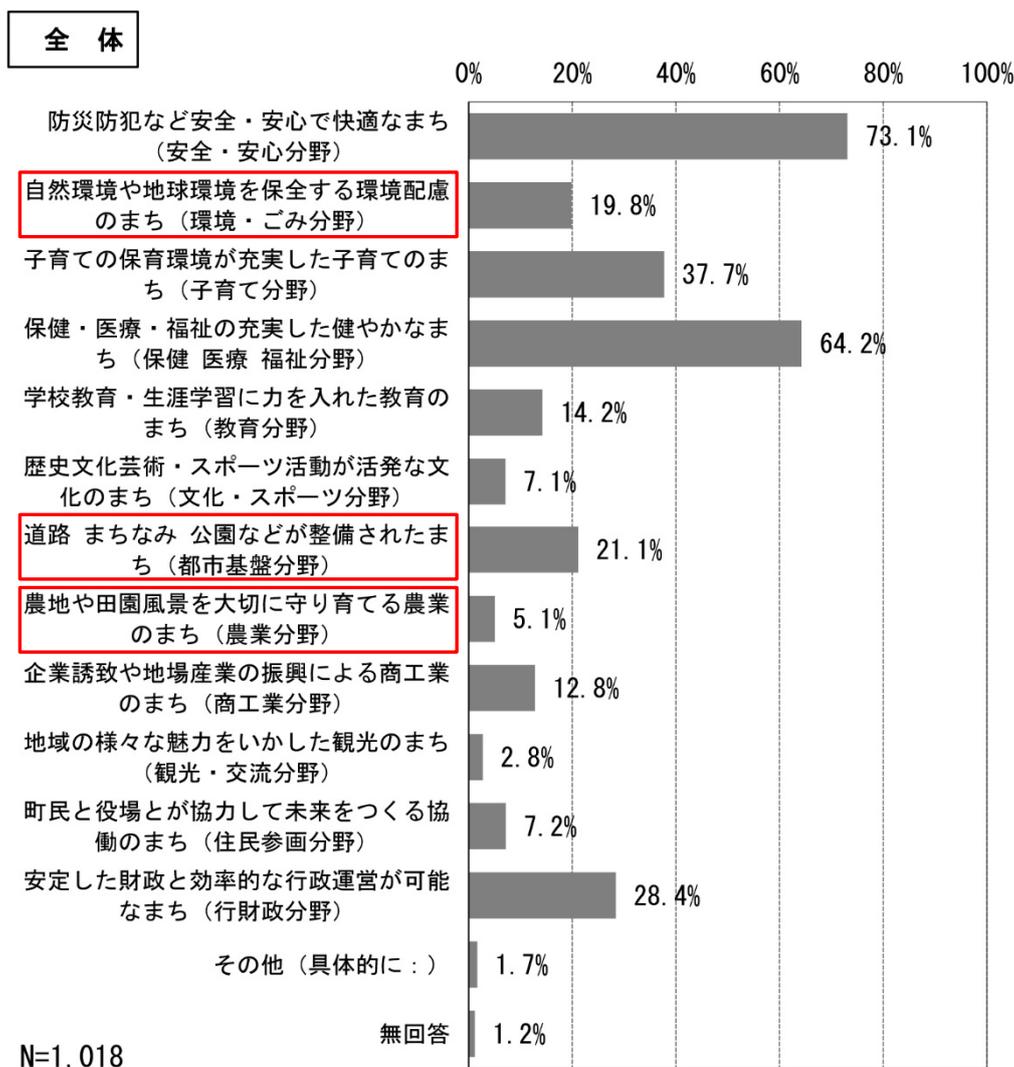
「1人当たりの公園面積を 2.0 m²とします」

(2) 住民の意識

① アンケート結果からの考察

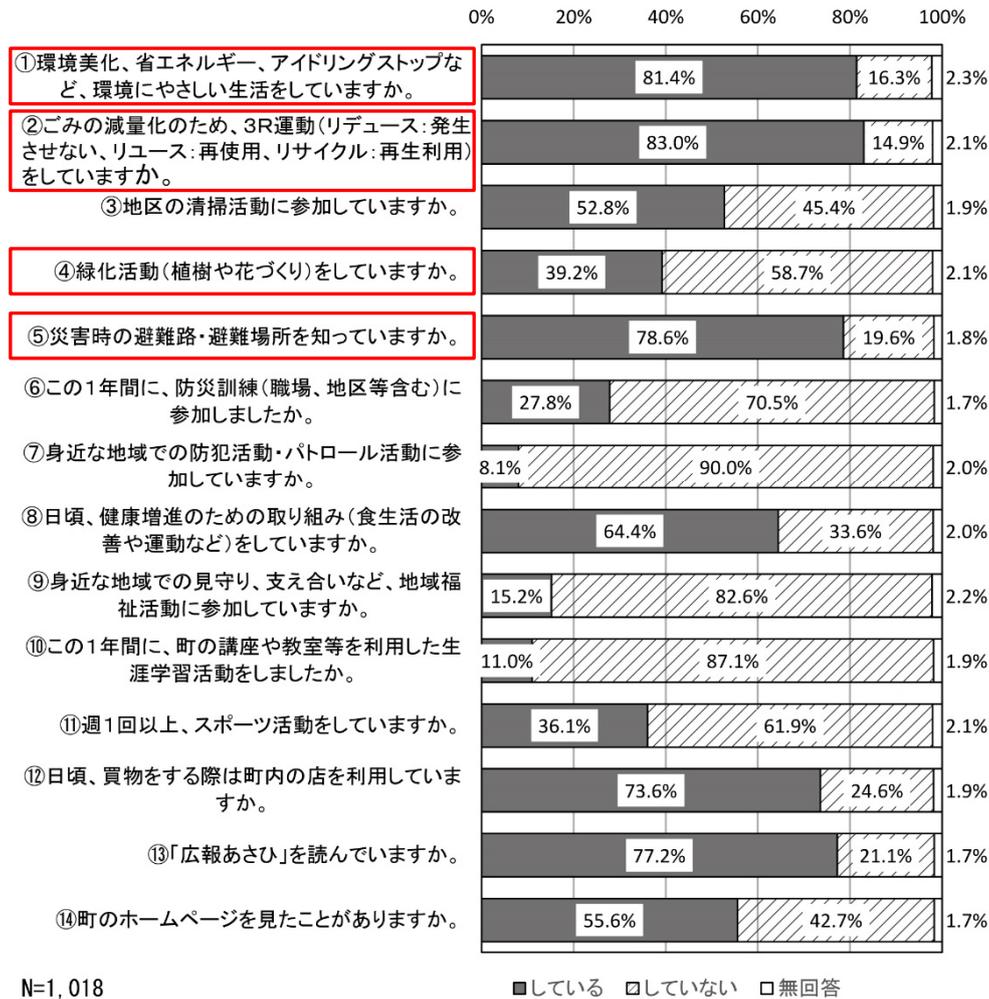
本計画の改定にあたって、令和2年に行われた第6次朝日町総合計画の策定に向けた住民アンケート調査において、住民の考え方など把握した結果で考察を行いました。

【将来のまちづくり分野の優先度】



「将来のまちづくり分野の優先度」における緑に関する分野として、環境・ごみ分野、都市基盤分野、農業分野が項目として挙げられます。環境・ごみ分野、都市基盤分野については、全体項目のなかでも一定の割合があり、自然環境面や公園整備などに関心があることが見受けられます。

【日頃のまちづくりに係る取組行動の状況】



「日頃のまちづくりに係る取組行動の状況」においては、環境美化やごみの減量化など自然環境面への取組や避難場所を知っていることへの割合が高いものの、緑化活動に関する取組は低いことが見受けられます。

②アンケート結果からの課題

【緑の保全について】

- ・自然環境面では一定の割合で関心があることから、年々減少する緑について地域活動団体と連携した身近な緑の保全が必要です。

【公園の保全活用】

- ・避難所を知っていることへの割合が高いことから、避難所指定されている公園についても認識が高いことがわかるため、多様な活用ができるよう施設の維持管理や安全面の確保が必要です。

【協働での緑づくり】

- ・緑化活動へ取組の割合が低いいため、地域住民が自発的に緑化活動できる支援が必要です。
- ・町の広報誌やホームページの閲覧が一定の割合あることから、緑に関する情報提供として有効的に活用しつつ、多様な情報ツールにて情報発信をすることが必要です。

(3) 緑の保全と緑化の施策

基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

方針1-1 貴重な自然環境の保全

① 森林の保全

本町の北部から西部にかけての森林は、本町に残された貴重な自然環境であり、水源涵養、災害防止、保健休養、生物多様性の確保など、様々な機能を有しています。特に森林面積に対する竹林面積の割合が多いため、竹林整備に取り組んでいく必要があります。そのため、基本的には自然環境の保全を図りつつ、住民の憩いの場として地域と協働して活用していくものとします。

【取組】

- 本町西部の森林を保全ゾーンとして、その貴重な自然環境の保全
- 竹林整備にかかる地域活動団体と連携する仕組みづくり

方針1-2 樹林地・農地の保全

② 農地の保全・活用

農地は生産機能だけでなく、環境保全や景観形成、洪水時の一時貯留など多面的な機能を持ち、現行では農振農用地区域の指定により保全が図られています。

特に町南部に広がる農用地は、郷土景観を形成するとともに、伊勢湾岸自動車道など交通施設からの緩衝帯となるものであり、極力保全が望まれます。

したがって、農業経営への支援や、農地の持つ多面的な機能に対して地域住民の理解を深め、地域ぐるみによる農地の保全が必要です。

【取組】

- 担い手への農地集積等の支援や担い手の育成・確保
- 農地保全のための地域ぐるみの共同活動への支援
- 法人団体等による遊休農地の保全管理

方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

③ 河川などの保全・活用

本町には、員弁川(町屋川)と朝明川が流れており、いずれも整備が完了しています。

また、平成30年度より朝日まちなみプランに基づく水路及び緑化修景整備を実施しています。両河川及び水路は、水と緑のネットワークを構成する主要な軸線となるだけでなく、多様な生物にとって重要な生息・移動空間ともなっており、こうしたビオトープとしての機能にも十分配慮するとともに、隣接市町とも連携しつつ、市街地周辺を中心に住民の憩いや散歩の場など多様なレクリエーション空間として活用を図ります。

【取組】

- 水辺の魅力創出とにぎわいづくり
- 員弁川(町屋川)・朝明川及び水路については関係機関と連携しながら河川及び水路に沿った修景整備

方針1-4 自然とふれあう場の整備と充実

④ 多様な観光ニーズへの対応

本町北部から西部に広がる竹林については、身近な緑の空間として、地域と協働で活用方法について検討することが望まれます。

また、竹を持続可能な朝日町特有の資源としてとらえて、現在東海道で行っている竹の花挿しや竹あかり等に活用し、住民の暮らしに憩いや潤いを与える素材として活用を促進します。

【取組】

- 町民も来訪者も自然の魅力を楽しめる自然の魅力を活かした仕掛けづくり
- 地域資源として竹林を活かした施策の促進

基本方針 2 まちを“彩る”緑化の推進

方針2-1 身近な公園の充実と再編

① 身近な公園の再整備

身近な公園の適切な維持管理と活用を推進するために遊具など公園施設の点検、再整備を行い、安全性の確保と利用率の向上を図ります。

【取組】

- 公園の再整備と維持管理の充実

方針2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

② 拠点系公園緑地の整備

本町では、都市公園は街区公園のみで、その配置も土地区画整理事業地区に偏っています。町内の交流拠点、レクリエーション拠点となる公園の整備を推進します。

【取組】

- 教育文化施設が位置する交流拠点ゾーンにはふれあいパーク、柿城跡、東海道まちなみ整備などと連携した整備を検討

方針2-3 “まちなか”緑化の推進

③ 公共施設緑化の推進

公共施設においては、快適で親しみのある空間となるように敷地内の植栽などを推進するとともに、新設や改築時には、緑地空間を十分確保する必要があります。

また、既存の街路樹がまちなみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている箇所については、適切に維持管理をする必要があります。

【取組】

- 公共施設などの敷地内緑化の推進
- 街路樹の適正な維持管理

④ 民有地施設緑化の推進

開発事業においては、各種法令及び指導要綱に基づき、住宅や工場、事業所などの緑地の確保について適正な指導を行います。

また、住民の自主的な緑化、花づくりを促進し、町ぐるみでの緑化運動の展開に努めます。

【取組】

- 住民や事業者の協力による身近な緑化の推進

方針2-4 防災・減災機能の充実

⑤ 緑地の防災機能の充実

緑地は、災害時の避難場所や災害救助活動拠点、延焼遮断帯などの多様な防災機能を有しています。本町では、公共施設の多くが避難所に指定されており、避難所としての防災機能の充実は図る必要があります。

また、緑地などにおいて自治区・住民・企業等と連携した防災訓練等を実施し、防災意識の向上や自助・共助による地域防災力の向上を推進します。

【取組】

- 災害時の避難所における緑地としての防災施設の整備・充実
- 地域と連携した防災訓練等の実施

基本方針3 みんなで“育てる”緑づくり

方針3-1 緑化や保全の支援

① 緑のまちづくり活動の推進

緑の保全や緑化の推進には、地域住民の参加と協力が不可欠であることから、地域住民の主体的な緑地の保全活動を支援します。

住民が自発的に緑化活動に参加できるよう支援する仕組みづくりを検討します。

【取組】

- 地域活動団体の取組への支援
- 住民参加の緑化活動への仕組みづくり

方針3-2 緑に関する人材育成

② 公園緑地の維持管理体制の充実

地域住民と協働して身近な公園の管理体制の充実を図り、有効活用に努めます。

そのため、街区公園や街路樹など地域にとって身近な公共空間に対して、地域が愛着の持てる公園づくりや、地域住民の手による緑化や維持管理を促進するための支援体制を充実します。

【取組】

- 緑化や計画段階から住民が参画できる体制づくり
- 公園や街路樹の維持管理等にかかる地域活動団体の育成

方針3-3 緑に関する情報提供

③ 環境教育・啓発活動の推進

自然を守り、育てていくためには、住民一人ひとりが人と自然との関わりに対して理解を深めていくことが重要です。その取組の一つとして、次世代を担う子どもたちに対して環境教育の充実を図ります。環境教育を進める上で、知識の向上だけでなく、実際に自然とふれあいながら体験学習ができる場の確保に努めます。

また、緑の募金活動や種子の窓口配付などにより、緑に対する意識を高める機会を提供していきます。

【取組】

- 環境保全に関わる多様な情報ツールによる情報発信
- 子どもたちに対する自然とふれあう体験学習を通じた環境学習の推進
- 緑の募金や種子の窓口配付による緑化に対する意識の向上

方針3-4 緑に関する官民連携

④ 多様な主体と連携した魅力向上の取組

地域における住民、住民活動団体、企業等の民間主体による活動形態が多様化・高度化し、多様な主体による協働の範囲が広がってきています。このような時代の流れに合わせて、民間活力による公園緑地等の魅力向上となる活用や運営、維持管理を促進します。

【取組】

- 民間活力を活用した緑の整備及び運営管理
- 民間活力導入のための仕組みづくり

(4) 緑化重点地区

① 緑化重点地区の概要

緑化重点地区は、緑化の方向性や手法等についてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

② 指定の考え方

朝日町都市計画マスタープランより教育文化施設が位置し、東海道の歴史や万古焼きを意識した近隣公園を整備する「交流拠点ゾーン」と東海道まちなみ整備が進む「東海道」を緑化重点地区として位置づけます。

■ 交流拠点ゾーン

【地区特性】

教育文化施設、児童館、ふれあいパーク、柿城跡、体育館などの公共施設が集約されており、住民の集う拠点になっている地区です。

【整備の方向性】

教育文化施設、児童館、ふれあいパークの活用を地域住民との協働(パートナーシップ)により検討します。

また、周辺の体育館やJR朝日駅、東海道などと連携し、住民が集い、憩える拠点的空間として修景や緑化に配慮した空間づくりを進めます。

■ 東海道

【地区特性】

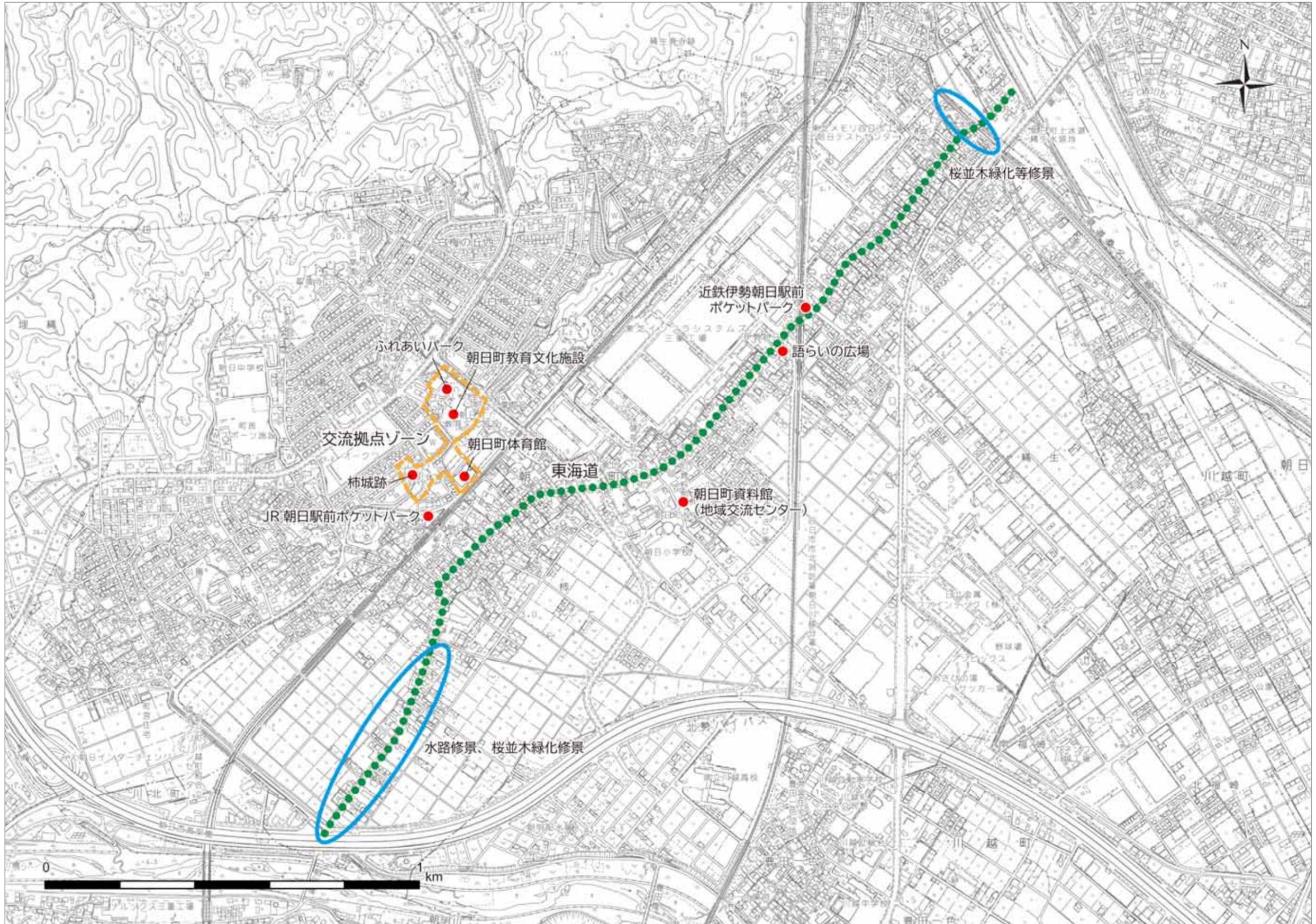
東海道まちなみ整備による緑化修景や水路修景などが進んでおり、歩行者に安全な環境を整備した町の中心を通る主要軸線となっている地区です。

【整備の方向性】

緑とまちなみの良好な調和が更に進むよう「あさひ竹プロジェクト」と連携した地域資源としての竹林の活用や地域活動団体と連携した多様な形での沿道緑化等に取り組みます。

また、桜並木や水路などの修景から歴史と自然環境を学ぶ環境学習の場としての活用や、来訪者にも魅力のある仕掛けづくりを検討します。

緑化重点地区(朝日町)の位置



4 川越町の施策

(1) 計画の基本

①川越町における「緑の基本計画」の位置づけ

川越町では、「第7次川越町総合計画(令和3年3月策定)」や「川越町都市マスタープラン(平成20年12月策定)」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。

本計画では、新しいまちづくりの方向性の中で、緑に関する部分の詳細な計画として位置づけています。

②計画の前提

計画期間	: 概ね10年後の令和13年度(2031年度)
将来人口(2031年)	: 16,426人
目標年次の市街化区域面積	: 640ha
目標年次の都市計画区域面積	: 872ha
目標年次の行政区域面積	: 872ha

③目標水準

本町の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を決め、緑の将来像の実現を目指します。

■緑地の確保目標

区域		前回改定時 (平成 22 年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和 13 年)
市街化区域	緑地割合	3.0%	3.2%	3.2%
	緑地面積	19.3ha	20.6ha	20.6ha
都市計画区域	緑地割合	6.7%	6.8%	6.8%
	緑地面積	58.2ha	59.5ha	59.5ha
行政区域全体	緑地割合	6.7%	6.8%	6.8%
	緑地面積	58.2ha	59.5ha	59.5ha

「計画対象区域内における緑地量の減少の抑制に努めます」

■都市公園等の整備目標(都市計画区域内)

	前回改定時 (平成 22 年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和 13 年)
都市公園の面積(※1)	0.2ha	0.5ha	0.5ha
住民1人当たりの都市公園面積	0.1 m ² /人	0.3 m ² /人	0.3 m ² /人
都市公園等の面積(※2)	17.5ha	17.7ha	17.7ha
住民1人当たりの都市公園等面積	12.5 m ² /人	11.7 m ² /人	10.8 m ² /人

(※1) 都市公園の面積・・・都市公園面積+市民緑地面積

(※2) 都市公園等の面積・・・都市公園面積+市民緑地面積+公共施設緑地面積

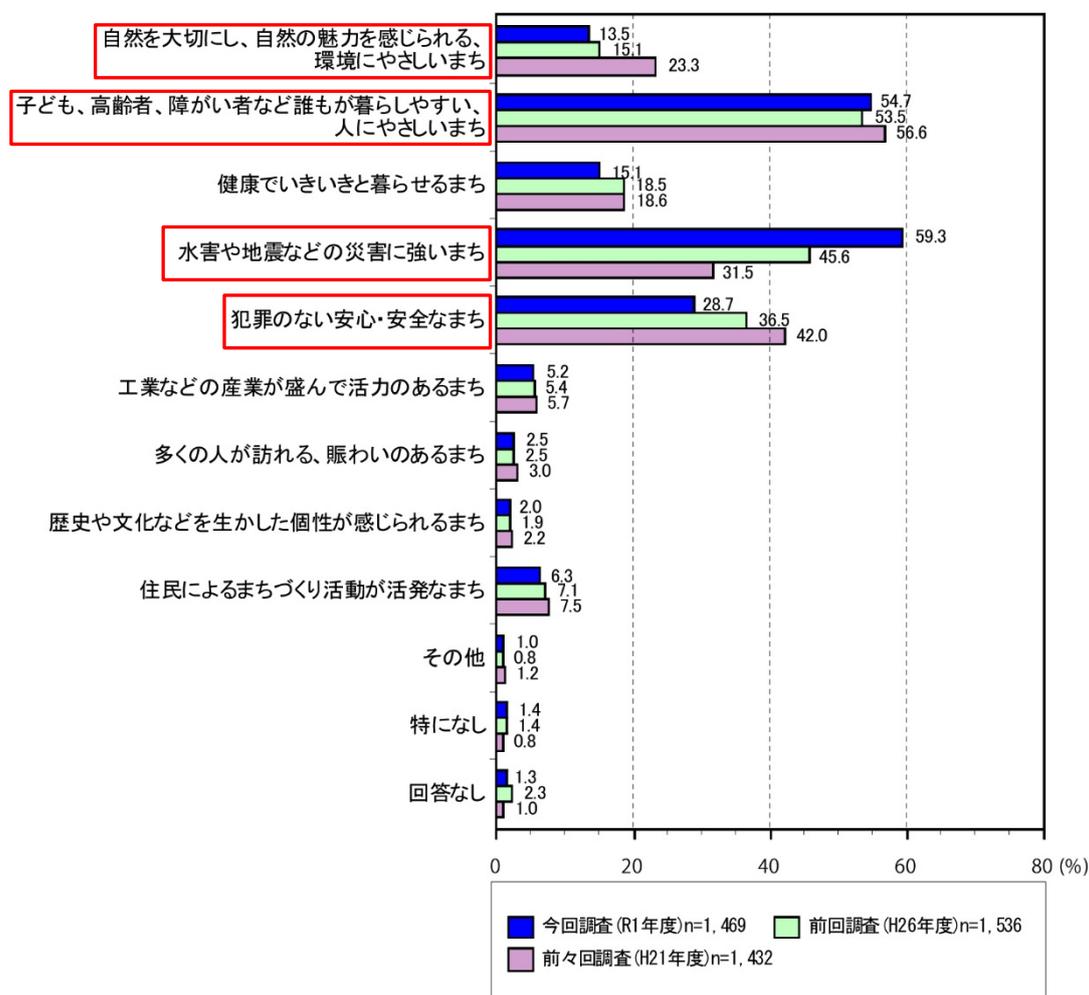
「1人当たりの公園面積を0.3 m²とします」

(2) 住民の意識

① アンケート結果からの考察

令和元年10月に行われた第7次川越町総合計画の策定に向けた住民意識調査において、川越町が今後目指すべきまちのイメージとしては、「水害や地震などの災害に強いまち」が59.3%で最も割合が高くなっています。次いで「子ども、高齢者、障がい者など誰もが暮らしやすい、人にやさしいまち」(54.7%)、「犯罪のない安心・安全なまち」(28.7%)、「健康でいきいきと暮らせるまち」(15.1%)、「自然を大切にし、自然の魅力を感じられる、環境にやさしいまち」(13.5%)と続いており、災害に強いまちや、人にやさしいまちを半数以上の人が望んでいます。

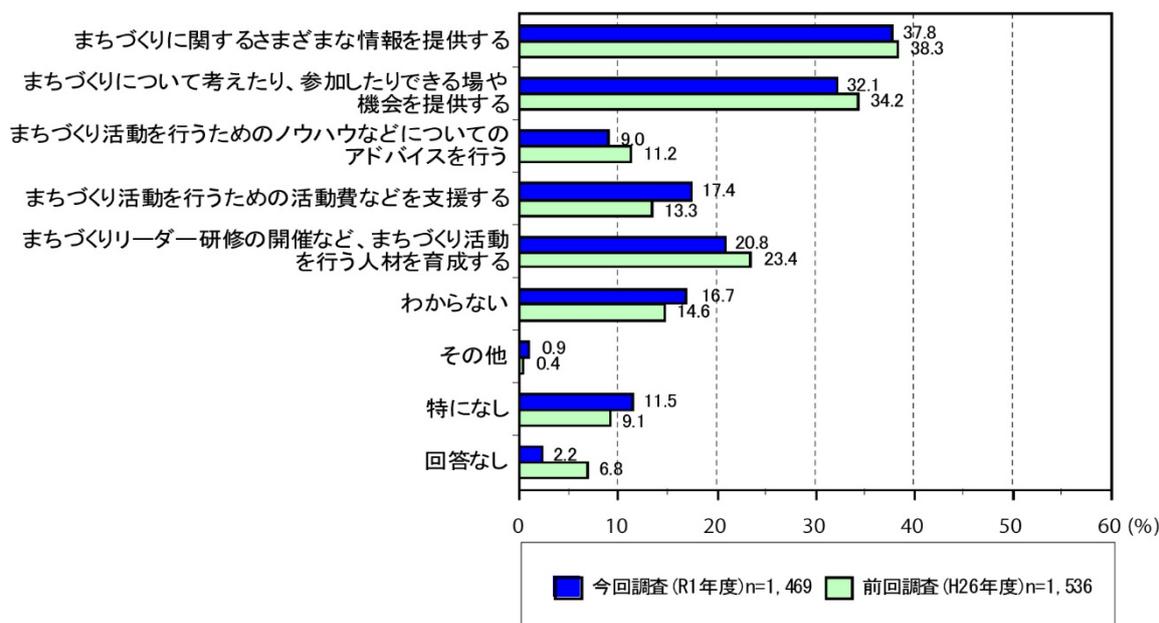
前回調査と比較して、近年、全国各地で地震や台風などが頻繁に発生していることなどが影響して、「水害や地震などの災害に強いまち」が13.7ポイント上昇しています。



- ・地域を良くしていくために、現在活動していることについては、「参加していない」が 57.3%で最も割合が高くなっています。
- ・ただし、地域を良くしていく活動への今後の参加意向については、「参加するつもりはない」が23.5% (345名)を占めていますが、33.8% (497名)が新たに活動への参加意向を示しています。

住民参加や住民主体のまちづくりを推進するために町として行うべきことについては、

- ・住民参加や住民主体のまちづくりを推進する上で、町として行うべきこととして、「まちづくりに関するさまざまな情報を提供する」が37.8%で最も割合が高くなっています。次いで「まちづくりについて考えたり、参加したりできる場や機会を提供する」(32.1%)、「まちづくりリーダー研修の開催など、まちづくり活動を行う人材を育成する」(20.8%)、「まちづくり活動を行うための活動費などを支援する」(17.4%)となっており、住民参加等を推進するために、まちづくりの情報を提供することをはじめ、まちづくりへの参加の場や機会の提供、リーダー等の育成、活動費助成などが望まれています。
- ・前回調査と比較して、「まちづくり活動を行うための活動費などを支援する」が4.1ポイント上昇しています。



②アンケート結果からの課題

【情報提供と住民参加の機会の提供について】

これらのことから、住民参加や住民主体のまちづくりを推進していくにあたっては、さまざまな情報提供や参加できる場や機会の提供が必要であると住民が考えていることがわかります。また、緑のまちづくりにおいても同様のことが考えられることから、上記に配慮した取組が必要です。

地域を良くしていく活動への今後の参加意向については、新たに活動への参加意向を示している方も多数いることから、上記への取組により新たに活動への参加を促すことが必要です。

(3) 緑の保全と緑化の施策

基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

方針1-1 貴重な自然環境の保全

① 貴重な自然環境の保全

本町の朝明川河口部に広がる高松海岸は、町を代表する自然環境として、また、四日市広域管内で唯一干潟が残る貴重な自然海岸となっています。砂浜や干潟を代表する植物や生物が生育し、鳥類が越冬地や渡りの中継点とするなど、この貴重な自然環境を次世代へ継承していくためにも適切な保全管理が必要です。

【取組】

- 四日市港港湾計画との整合にも配慮した保全・整備
- ゴミ等の清掃活動の推進及び連携
- 海浜植生や海岸生物等の保全

方針1-2 樹林地・農地の保全

② 農地の保全・活用

農地は生産機能だけでなく、環境保全や景観形成、洪水時の一時貯留など多面的な機能を持っているため、優良な農地については保全していくことが望まれ、農地の持つ多様な多面的機能に対して地域住民の理解を深めることも必要です。

【取組】

- 土とのふれあいの場、農業への理解を深める場として、遊休農地などを活用した農園や学校農園などに利活用
- 法人団体等による遊休農地・耕作放棄地の保全管理や相談

方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

③ 河川などの保全・活用

本町を流れる員弁川(町屋川)と朝明川は、堤防機能の強化、河床の浚渫、雑木撤去などの水害対策の実施や、環境美化保全のための要望及び協力を県などの関係機関に働きかけるなど、引き続き適正な河川管理を行います。町内を流れる用水路については、鯉やホタルが生息しており、また、朝明川沿いは桜並木が形成されている美しい河川となっていることから、魅力ある水辺環境の保全・整備が求められています。

河川空間は、水と緑のネットワークを構成する主要な軸線となるだけでなく、多様な生物にとって重要な生息・移動空間ともなっており、こうしたビオトープとしての機能にも十分な配慮が必要です。

【取組】

- 員弁川(町屋川)・朝明川について、関係機関と連携しながら水害対策の推進や環境美化のための保全
- 水辺の魅力創出とにぎわいづくり

④ 安全で快適な歩行者ネットワークの形成

本町は、町域がコンパクトなうえ概ね平坦であるため、日常的な生活は徒歩や自転車での移動がしやすい地域特性があります。

しかしながら、幹線道路網の整備は比較的進んでいるものの、それ以外の生活道路で道幅が狭く、歩行者や自転車にとっての安全性が確保できていない箇所もあります。

生活道路の整備とともに、河川沿いの道や幹線道路の歩道などと併せて、安全で快適な歩行者・自転車ネットワークを形成することが重要です。

【取組】

- 主要な生活道路においてカラー舗装化などによる改修を図るとともに沿道の緑化推進
- 朝明川、員弁川(町屋川)について河川に沿った道路の修景整備

方針1-4 自然とふれあう場の整備と充実

⑤ ふれあい、憩える、魅力ある空間の創出

遠浅の自然海岸で潮干狩りも楽しめる高松海岸の周辺には、川越緑地公園や川越町運動施設、北部浄化センター緑地などがあり、本町のレクリエーションの中心的なエリアとして、たくさんの人に利用されています。今後もより多くの人々が自然とふれあい、憩える、魅力ある空間となるよう、「利用」と「保全」の両面から環境整備に取り組む必要があります。

【取組】

- 利用者が自然の魅力を楽しめる環境整備
- 北部浄化センターの緑化整備
- 環境学習活動の継続・推進と学習体制の充実
- 高松海岸の魅力や海岸美化、安全防災等の情報発信の推進

方針2-1 身近な公園の充実と再編

① 身近な公園の再整備

遊具など公園施設の点検を定期的実施し、施設の更新や修繕を行うことで、利用者が安全で安心して利用できる公園の適切な維持管理に努めます。

【取組】

- 公園の再整備と維持管理の充実

方針2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

② 拠点となる公園緑地の整備

本町には、小規模ながら2つの都市公園があり、周辺住民に利用されています。他方、新型コロナ危機を契機として、全国的に緑や公園などオープンスペースの重要性が改めて注目されており、交流拠点・レクリエーション拠点となる将来を見据えた公園のあり方を検討する必要があります。

【取組】

- 交流拠点・レクリエーション拠点となる公園のあり方検討

方針2-3 ”まちなか“緑化の推進

③ 公共施設緑化の推進

公共施設においては、快適で親しみのある空間となるように敷地内の植栽などを推進するとともに、新設や改築時には、緑地空間を十分確保する必要があります。

また、既存の街路樹がまちなみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている箇所については、適切に維持管理をする必要があります。

【取組】

- 公共施設などの敷地内緑化の推進
- 街路樹の適正な維持管理

④ 民有地緑化の推進

開発事業においては、各種法令及び指導要綱に基づき、住宅や工場、事業所などの緑地の確保について適正な指導を行います。

また、民有地緑化を推進するため、既存制度の見直しを検討します。

【取組】

- 住民や事業者の協力による身近な緑化の推進

方針 2-4 防災・減災機能の充実

⑤ 緑地の防災機能の充実

緑地は、災害時の避難場所や災害救助活動拠点、延焼遮断帯などの多様な防災機能を有しています。本町では、公共施設の多くが避難所に指定されており、避難所としての防災機能の充実を図る必要があります。

また、緑地などにおいて自治会・住民・企業等と連携した防災訓練等を実施し、防災意識の向上や自助・共助による地域防災力の向上を推進します。

【取組】

- 避難所における緑地としての防災機能の充実
- 地域と連携した防災訓練等の実施

基本方針3 みんなで“育てる”緑づくり

方針3-1 緑化や保全の支援

① 緑のまちづくり活動の推進

緑の保全や緑化の推進には、地域住民の参加と協力が不可欠であることから、地域住民の主体的な緑地の保全活動を支援します。

住民が自発的に緑化活動に参加できるよう支援する仕組みづくりを検討します。

【取組】

- 地域活動団体の取組への支援
- 住民参加の緑化活動への仕組みづくり

方針3-2 緑に関する人材育成

② 公園緑地の維持管理体制の充実

地域住民と協働して身近な公園の管理体制の充実を図り、有効活用に努めます。

そのため、街区公園や街路樹など地域にとって身近な公共空間に対して、地域が愛着の持てる公園づくりや、地域住民の手による緑化や維持管理を促進するための支援体制を充実します。

【取組】

- 緑化や計画段階から住民が参画できる体制づくり
- 魅力増進や維持管理を補完する住民ボランティア等の育成

方針3-3 緑に関する情報提供

③ 環境教育・啓発活動の推進

自然を守り、育てていくためには、住民一人ひとりが人と自然との関わりに対して理解を深めていくことが重要です。その取組の一つとして、霞4号幹線整備事業で高松海岸堤防に整備された環境学習施設を活用し、次世代を担う子どもたちに対する環境教育の取組に努めます。

【取組】

- 環境学習施設を有効活用し、子どもたちに対する環境学習の推進を図る
- 環境保全に関わる多様な情報ツールによる情報発信
- 緑の募金や種子の無料配布による緑化に対する意識の向上

方針3-4 緑に関する官民連携

④ 多様な主体と連携した魅力向上の取組

地域における住民、住民活動団体、企業等の民間主体による活動形態が多様化・高度化し、多様な主体による協働の範囲が広がってきています。

このような時代の流れに合わせて、民間活力による公園緑地等の運営、維持管理を行うことが必要です。

【取組】

- 民間活力を活用した緑の整備及び運営管理
- 民間活力導入のための仕組みづくり

(4) 緑化重点地区

①緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、緑化の方向性や手法等についてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

②指定の考え方

貴重な自然海岸である高松海岸周辺と朝明川・員弁川河口部周辺を水辺ネットワークとした緑地の適正な保全に取り組むとともに、持続可能な魅力ある緑地空間の形成を目指し、緑化重点地区として位置づけます。

■高松海岸、朝明川・員弁川水辺ネットワーク

【地区特性】

高松海岸、環境学習施設、町総合体育館、川越緑地公園、北部浄化センター緑地及び近隣周辺の桜並木などが集約されており、自然が多く、住民が身近に集い、憩える拠点であるとともに、防災の機能面からも重要な地区です。

【保全の方向性】

高松海岸周辺では、良好な水辺景観や適正な緑化保全への取り組み、多世代の人が集い、健康づくりやレクリエーションを楽しめる誰もが憩える空間の保全に努めます。

また、北部浄化センターの緑化整備及び海岸・河川堤防の機能強化等については、引き続き県などの関係機関に働きかけるなど、防災面の整備を図ります。

緑化重点地区(川越町)の位置

